# 函館市監査公表第18号

函館市教育委員会教育長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた 旨の通知があったので、当該通知(写)を地方自治法(昭和22年法律 第67号)第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年9月27日

函館市監查委員 小 野 浩 函館市監查委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 板 倉 一 幸

函館市監査委員 藤 井 辰 吉



函 教 管 令和元年(2019年)9月24日

## 措 置 通 知 書

函館市監查委員 様

函館市教育委員会 教育長 辻 俊



地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部	局	名	教育委員会	-
監査	この 利	種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他 ( )	
監査等実施期間			平成30年11月30日~平成31年3月25日 講評日 平成31年3月27	日
調査対象事項名 (1)予算の執行				
		8	指摘事項、意見・要望事項	

東部4支所管内に設置している職務住宅および教職員住宅については、一の住宅に係る土地と建物でそれぞれ異なる財産区分となっているものが見受けられたほか、施設管理においても、教育委員会では当該住宅用地の貸付や賃借等の用地管理および建物修繕等の維持管理を行っているものの、住宅入居者の決定、契約、貸付料の徴収については東部4支所において行っているなど、建物維持と入居管理を異なる部局において行っていることから、適正な財産区分に整理することはもとより、複雑な管理体制を見直し、責任の所在面および効率面に配意した、適切な施設管理を図られたい。

#### 措置内容、対応・考え方等

東部4支所管内に設置している職務住宅および教職員住宅に係る土地および建物の財産区分については、教育財産である学校用地に教育財産ではない職務住宅等が立地していた財産4件について、平成31年3月27日付けで学校用地から行政財産または普通財産に区分を変更したところであります。

また、職務住宅等の管理については、その財産の所管を東部4支所の各地域振興課とすることとし、そのうえで実際に利用に供する職務住宅等についてはこれまで各支所が担っていた貸付に関する業務を教育委員会の各教育事務所が行うことで、住宅入居者の決定をはじめとする事務手続きや建物維持、関連する予算を一貫して担うことを決定したところであります。これに伴う新たな管理体制による業務については、財産所管の変更や関連予算の移管に合わせて、令和2年度から実施することとしております。

今後においては適正な財産区分とすることはもとより,適切かつ効率的な管理体制と なるよう努めてまいります。

函 教 管 令和元年(2019年)9月24日

## 措 置 通 知 書

函館市監查委員 様

函館市教育委員会 教育長 辻 俊

() ()

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	教育委員会			
監,査の種類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他 ( )			
監査等実施期間	平成30年11月30日~平成31年3月25日 講評日 平成31年3月27日			
調査対象事項名 (1)予算の執行				
	指摘事項,意見・要望事項			

教育委員会所管の金堀小学校で、子ども未来部が進める統合児童館の整備に関わって、 プール解体や測量調査などの実施にあたり、その執行についての承諾を口頭で行ったと しており、当該内容、経過、決定した事項等についての書類がなく、また、定められた 決裁権者が決定したものであるかも確認できなかった。当該事務についても書面により 手続きを進める必要があると思料するので、適切な事務の執行を図られたい。

### 措置内容。対応・考え方等

今後, 部局間の財産の異動に伴う事務については, その内容, 経過, 決定した事項等を定められた決裁権者が書面により決裁し, 適切な事務の執行に努めてまいります。